

墨田区立公園及び児童遊園における特定占用及び行為制限の許可に係るガイドライン

令和7年3月27日 6墨整土第1588号

1 目的

このガイドラインは、墨田区立公園条例（昭和40年墨田区条例第18号。以下「条例」という。）第22条で掲げる指定管理者に行わせることができる業務のうち、同第1項第3号（以下、「特定占用」という。）及び第4号（第13条ただし書の規定による同条第2号、第3号及び第5号に係る許可（以下、「行為制限の許可」という。））の許可に係る取扱等を明確にすることで、効率的で公平公正な事務を確保し、墨田区立公園及び児童遊園（以下、「公園等」という。）を適正に管理することを目的とする。

2 対象

公園等は、本来、他者の利用を妨げない限度において、公衆の自由な利用に供することを目的として設置される公共施設である。

よって、特定占用及び行為制限の許可について、必要最小限の範囲内で認めるものとし、次のとおり、許可の要否について対象を定める。

(1) 許可を要するもの

ア 特定占用

なお、次のものは本ガイドラインの対象外とする。

(ア) 都市公園法（昭和31年法律第71号）第7条及び同法施行令（昭和31年政令第290号）第12条に該当する公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園等を占用するもの

(イ) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年東京都条例第44号）第1条の規定により、公安委員会の許可を受けなければならないとされている集団示威運動の実施並びに集団示威運動の集合及び解散のための利用

イ 行為制限の許可

(2) 占用許可を要さないもの

上記ア及びイに当てはまらず、法令上禁止・制限されている行為を伴わない利用で、他者の利用の支障とならないもの。

⇒ 以下「自由利用」という。

3 占用許可の取扱い

占用申請の内容が、以下の(1)を満たす場合で、(2)に適合しているときは、(3)のとおり条件を付して占用を許可する。

(1) 占用許可の要件

ア 公衆の自由な利用に著しい支障を及ぼさないこと。

イ 必要やむを得ないと認められること。

(2) 特定占用

ア 定義

物件を何も設置しないで公園等を占用するもの。ただし、テント、イス等で、指定管理者の指示により、大人が数人（4名以内）で、機械や道具等を使わずに（＝人力で）そのままの形状で速やかに動かせるものを置き、公園等を占用する場合も、特定占用とみなす。

イ 占用内容

特定占用に該当するものは、次の範囲内とする。ただし、次のうち、（ア）から（ク）については、事業又は営業活動を伴う占用ではないものとする。

（ア）墨田区（以下「区」という。）、国、地方公共団体又は公営企業が行政施策推進のために行うもの

※ 令和5年2月6日付け5墨企行第775号決定「墨田区内における大学のあるまちづくりの推進に係る連携協定の締結について」第2条第1項第1号で規定する団体が、同協定第1条の目的に基づき行う事業については、国又は地方公共団体が行政施策推進のために実施するものとみなす。

（イ）指定管理者が自ら管理する公園等において、主催又は共催で行うもの

（ウ）町会親睦行事、子ども会、老人クラブ等地域住民のレクリエーション行事等

町会、自治会等の地域住民が主催し、地域住民の親睦を図るために実施する催しで、年間を通じて継続性のない一時的な催しに限る。

（エ）スポーツ（運動会及び運動会練習を含む。）

以下の場合に限り許可する。

a 地元の町会等のほか、区内に住所を有する福祉施設（保育園等をいう。以下同じ。）又は教育施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等をいう。以下同じ。）が実施するもので、他の会場確保が困難な者に限り、公衆の自由な利用に支障のない範囲とする。

b 区又は区教育委員会が福祉又は教育目的で主催・共催・後援するもので、他の会場確保が困難なものに限り、公衆の自由な利用に支障のない範囲とする。

例：後援を受けたマラソン大会等の一時的な利用

地域住民の生きがい健康づくりに寄与する活動

なお、園内でのラジオ体操については、他の利用者が少ない早朝における短時間の実施であり、他者の利用に著しい支障とならないと考えられるため、自由利用とする。

（オ）防災、消防等の訓練

区、消防署が主催するもののほか、区内及び隣接区に住所を有する福祉施設、教育施設、企業等が実施するものに限る。

（カ）写生会及び撮影会

区の施策として実施する事業で、他の会場確保が困難なものに限り、公衆の自由な利用に支障のない範囲とする。

（キ）ロケーション等

雑誌、テレビ、映画等のロケーションは、区や公園等の認知度を高めるものを対象とする。

なお、報道機関によるニュース取材については、内容を広く公表・伝達する公益性の高いものであり、利用時間も短時間で、他者の利用に著しい支障とならないと考えられるため、自由利用とする。

(ク) その他

その他の占用については、次の要件に該当し、他の会場確保が困難なものに限り、公衆の自由な利用に支障のない範囲とする。

利用面積・人数：公衆の自由な利用に支障のない範囲
(公園等の状況を考慮して判断する。)

利 用 目 的：非営利かつ公益性のある事業

例：ボーイスカウト・ガールスカウトの活動、赤い羽根共同募金のような公益性の高い募金活動など

(ケ) 事業又は営業活動を伴うもの

事業又は営業活動を伴うものは、区が決定した「事業又は営業活動を伴う占用を許可する範囲」内において行うものである場合に限り、許可する。

例：物品の販売、ヨガ教室、大道芸のような物件を設けずに行うもの

ウ 占用の期間

占用の期間は、次のとおりとする。

(ア) 上記 (ア) ～ (カ) 及び (ケ)

特定占用は、短期間の催し等による利用であることから、最大3か月を超えない範囲内とする。

(イ) ロケーション等 (上記 (キ))

他者の利用の支障とならないよう、1回 (1日) 当たり最大3時間を超えない範囲内とする。

なお、撮影日については、平日のみ (土日祝日を除く。) とする。

(ウ) その他 (上記 (ク))

他者の利用の支障とならないよう、1回 (1日) 当たり最大3時間を超えない範囲内とする。

(3) 許可条件

占用を許可するに当たり、公園等を適正に管理するための許可条件は主に次のとおりである。

なお、指定管理者は、占用内容や設置する物件に応じて、個別に条件を追加又は変更することができる。

ア 園内公共物のほか園内外の第三者施設等に危害損傷を与えないように使用すること。

イ 占用に起因するごみ等の後片付けを行い、これを園内に残さないこと。

ウ 園内の一般利用者に迷惑となる行為がないように使用すること。

エ 近隣に騒音等の迷惑のないよう配慮して使用すること。

- オ 許可を受けた内容以外の設備等を使用又は施す必要があるときは、別に届け出て許可を受けること。
- カ 園内施設の原状は変更しないこと。ただし、許可を受けて行う軽微な変更はこの限りでない。
- キ 占用行為のための設備、用具等は、転倒、転落その他公衆に危害が及ばないように、安全性の確保に万全を期すること。
また、これを使用しない時間帯も事故発生の予防措置を講じておくこと。
- ク 占用行為の実施に当たっては、警備要員を配備する等の措置を行い、公衆の安全確保に努めること。
- ケ 占用行為に起因する事故の処理は、占用者の負担及び責任において処理するものとし、その状況の報告を行うこと（第三者等からの苦情対応を含む。）。
- コ 仮設物の設置に伴い公園施設は原則として使用しないこと。やむを得ず使用するに至った場合は、公園施設を傷つけないよう必要に応じて養生等で保護すること。
- サ 法、条例、墨田区暴力団排除条例（平成24年墨田区条例第37号）その他関係法令を遵守するとともに、指定管理者の指示に従うこと。

4 行為制限の許可の取扱い

行為制限の許可について、申請の内容が、以下の(1)を満たす場合で、(2)に適合しているときは、(3)のとおり条件を付して許可する。

(1) 行為制限の許可の要件

- ア 行為の場所として公園等以外にこれに代わる適当な場所がないこと。
- イ 公衆の自由な利用に著しい支障を及ぼさないこと。
- ウ 必要やむを得ないと認められること。

(2) 許可できる行為

指定管理者が許可できる行為は、次のとおりとする。

(ア) 特定占用に伴う車両の通行

例：町会親睦行事やイベントの実施に伴う資材の搬出入

(イ) 特定占用に伴う広告その他宣伝行為

東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）で規定する範囲内とする。

(ウ) 特定占用に伴う物品の販売その他営業行為

(3) 許可の期間

行為制限の許可に係る期間は、特定占用の許可と同様に短期間のものであることから、最大3か月を超えない範囲内とする。

(4) 許可条件

ア 車両通行

(ア) 「通行証」を車両の前面ガラスに掲示すること。

(イ) 園内では進入経路を守り徐行運転し、一般利用者の安全を確保すること。また、必要に

応じてう回路の指示、交通整理員の配置を行うこと。

(ウ) 園内での作業のための停車以外には、乗り入れしないこと。

(エ) 園内の車止め柵については、鍵を貸与するので下記のことを必ず実行すること。

a 鍵を開け、車止め柵を抜くこと。

b 園内へ自動車を乗り入れたら、一時停車して車止め柵を元に戻してから、鍵をかけること。

c 公園等から出るときには、上記 a 及び b を繰り返し、最後に車止め柵の施錠を確認すること。

d 鍵は速やかに返却すること。

e 公園施設を傷つけぬよう、必要に応じて養生等を行うこと。

f この通行に伴う事故等により、第三者に損害又は既設工作物に損傷を与えた場合は、通行責任者の責任及び負担において処理するものとし、その状況を指定管理者に報告すること。

また、「わだち」等が発生した場合は早急に復旧のこと。

イ 広告その他宣伝行為及び物品の販売その他営業行為

これらは特定占有に伴い、許可する行為であるため、許可条件は上記 3(3)に準ずるものとする。

5 申請等の取扱い

公園等における特定占有及び行為制限の許可に係る申請等の取扱いを次のとおり定める。

(1) 特定占有の許可のみに係るもの

(2) 特定占有及び行為制限の許可に係るもの

(3) 行為制限の許可のみに係るもの

ア 上記(1)及び(2)に係る申請等

(ア) 申請書記載事項

記載事項の考え方・注意事項は以下のとおり。

a 申請者

占有する個人又は団体の代表者

b 占有目的

実施するイベント等の占有内容又は設置する物件を記載する。

c 占有期間

占有する期間について記載する（設置（設営）・撤去の期間も含む。）。

イベントについては、実施する時間についても記載する。

d 管理方法

占有者管理とする。

e 復旧方法

原則として、原形復旧とする。

f 占有の数量及び種類

占用の数量と種類（占用内容及び設置する物件）を記載する。

占用内容及び物件の数量の考え方は次表のとおり。

数量	単位	主な占用内容
時間	時間	写真及び動画の撮影（3(2)（キ）ロケーション等の場合）
面積	m ²	イベント、町会親睦行事等（3(2)（キ）以外の占用の場合）

また、数量を面積とする占用内容及び設置する物件の算定の考え方は次表のとおり。

区分	①仮設工作物等の持込みがある場合	②参加者を限定する利用の場合	③一定の区域を区切る場合
占用面積	持ち込む物件の水平投影面積	参加予定人員3人で1 m ² 占用するとして算出した面積	必要最小限のスペースの面積
単価の適用	条例別表第8の範囲内で、指定管理者が区の承認を得て定める額		

占用面積＝

（①持ち込む物件の面積×単価×日数）＋（②・③占用区域の面積×単価×日数）

※ イベント等参加者を限定しない占用の場合は、①持ち込む物件の水平投影面積のみで算定する。

※ 設置する物件の周囲も事実上占用しているとみなせるような占用形態である場合、設置物件の合計水平投影面積ではなく、周囲の範囲を占用区域として、その水平投影面積で算定する。

(イ) 申請から許可証交付までの流れ

a 申請書の受領

提出された申請書を確認し、必要に応じて、修正等を依頼する。

b 内容審査

(a) 提出された申請書を収受し、内容審査の結果、適当なものについては許可証を発行する。また、審査の過程で、現地で金銭の授受が生じ得るものについては、区へ暴力団排除措置に伴う照会を行う。

(b) 利用料金が発生するものについては、指定管理者が別途定める通知書も併せて発行する。

(ウ) 許可証等交付

a 発行した許可証等について、申請者へ連絡し、交付する。

b 利用料金が発生するものについては、先に指定管理者が別途定める通知書を交付し、領収証書等により、納付が確認できた後、許可証を交付する。

イ 上記(3)に係る申請等

本件は、行為制限の許可のうち、条例第13条第3号「指定した場所以外の場所へ車馬等を持ち入れ、又は止めておくこと。」に係るものを対象とする。

(ア) 申請書記載事項

記載事項の考え方・注意事項は以下のとおり。

a 申請者

占用する個人又は団体の代表者

b 目的

車両通行の目的を記載する。

c 期間

車両の通行期間について記載する。

d 乗り入れ車両

通行する車両の種別、台数を記載する。

(イ) 申請から許可証交付までの流れ

a 申請書の受領

提出された申請書を確認し、必要に応じて、修正等を依頼する。

b 内容審査

提出された申請書を收受し、内容審査の結果、適当なものについては許可証を発行する。

(ウ) 許可証等交付

発行した許可証等について、申請者へ連絡し、交付する。

6 利用料金

(1) 利用料金の徴収方法

特定占用に係る利用料金は、例規の定めにより、許可証交付前に徴収する。

(2) 利用料金の算定方法

まず、占用の種別ごとに、数量を計算する（小数点以下の端数が生じるものについては、小数第3位を繰り上げて小数第2位まで表示したものについて、小数点以下を切り上げる。）。

次に、計算した数量と単価により利用料金を算定する。

また、利用料金の減免の対象となる場合で、一部を減額するときは、単価を減額した後、利用料金を算定する。ただし、減額した単価に1円未満の端数が生じる場合は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の規定により端数を切り捨てることとする。

(3) 電気設備及びその他設備の利用に係る利用料金の算定方法

電気設備については、原則、コンセントボックスの数ではなく、利用する系統の数により算定する。利用時間については、1時間以内の単価であることから、例えば、利用時間が30分間であっても1時間として算定する。

その他設備については、利用する設備にかかわらず、日ごとに、何らかの設備を1回でも利用する場合に利用料金が発生するものとして計算する。